

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
府内各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号
令和7年3月31日
警察庁交通局長

駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）

近年、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつも、こうした駐車需要にきめ細かく対応することが求められているほか、引き続き、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していく必要があるところ、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）にも、物流・医療をはじめとする、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するための駐車規制の在り方に関する内容が盛り込まれたところである（別添参照）。

各位にあっては、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、必要な交通の安全と円滑を確保するため、個々の現場の実情を勘案する必要があることに留意しつつも、運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、下記のとおり運用を見直すこととされたい。

なお、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成19年2月6日付け警察庁丙規発第5号ほか）は廃止する。

記

1 駐車許可制度の趣旨を踏まえた適切な審査の徹底について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書の規定に基づく駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び第45条第2項の無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車許可の申請があった場合には、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行い、駐車許可の対象を特定の用務に限定することのないようするとともに、当該規制の必要性と駐車の必要性を具体的に比較衡量して駐車許可の可否を判断するよう徹底されたい。

なお、駐車が道路使用行為の一部を構成する場合には、道路使用許可の手続によるべきことに留意すること。

2 駐車規制からの除外措置の対象範囲について

法第4条第2項の規定に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が公安委員会規則等によって駐車規制から除外する措置の対象とする車両は、次に掲げる範囲のものに整理すること。また、下記(1)及び(2)に掲げる車両のうち外形上

当該用務に使用中であることを明らかにする必要のあるもの及び下記(3)に掲げる車両については、駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を交付することとして、除外標章が掲出され、かつ、除外標章に係る用務に使用中である場合に限り駐車規制の対象から除外することとすること。

- (1) 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの及び当該用務の客体であってこれら車両と一体と認めるべきもの
- (2) 道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの
- (3) 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両及び患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であってその輸送に使用中のもの

3 都道府県公安委員会規則等の規定の整備等

- (1) 許可要件や手続について
駐車許可の要件及び駐車規制からの除外措置の対象や、駐車許可証及び除外標章（以下「駐車許可証等」という。）の申請時、再交付申請時及び記載事項の変更時の手続における申請書及び届出書並びに添付書類については、複数都道府県において申請する者の利便性・効率性や、警察内部における業務効率化の観点から、より合理的かつ簡素なものとなるよう、公安委員会規則等の規定の整備等を行うこと。
- (2) 駐車許可証等の不正使用事案等への対処
駐車許可証等の不正使用事案等の違法行為については、国民の間に著しい不公平感を生じさせかねないことを踏まえ、目的外使用の禁止、不正に使用した場合における返納等の措置に係る公安委員会規則等の規定を整備すること。また、平素より駐車監視員との連携を強化するなどしてこの種事案の端緒把握に努め、これを認知した場合は、積極的に、検挙措置を図るとともに、使用者責任を追及するなど、厳正に対処すること。
- (3) その他
法第4条第2項の規定に基づき公安委員会が公安委員会規則等によって通行禁止規制その他の駐車規制以外の規制の対象から除外する措置の対象とする車両についても、2に準じて整理すること。

4 駐車施設の整備等の働き掛け

規制改革実施計画においては、駐車需要に対応した駐車施設の確保を図るため、標準駐車場条例（令和2年9月7日国土交通省都市局長通知）の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととすることも盛り込まれたところである。

そのため、駐車規制の見直しと併せて、地方公共団体等に対し、路外駐車場の整備、駐車施設の附置に係る条例の整備（見直しを含む。）、共同住宅の敷地内における貨物集配中の車両の駐車場所の確保等について働き掛けること。

なお、本項については、国土交通省都市局と協議済みである。

【別添】規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

II 実施事項

1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

(2) 物流

4 「業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方」

	<p>数のドローンが飛行可能となるよう、許可等申請や飛行計画通報におけるドローンの運航管理システム（UTM）の活用等の方策について検討を進める。</p>		
3	<p>物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録規制の見直し</p> <p>a 國土交通省は、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化や物資の安定輸送を実現する観点から、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に基づき設置が必要とされる運行記録計について、①クラウド上のみでの車両運行データ保存（通信不能時の車両運行データが機器内で記録できる場合に限る。）、②Wi-Fi等の通信を活用した車両運行データ出力（送信）、③走行速度や走行距離といった情報取得時の車速パルス以外の信号利用を可能とするため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年國土交通省告示第619号）について所要の改正を行う。</p> <p>b 國土交通省は、運行記録計を車両に必置とする貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第9条の規制について、自動運転を早期に社会実装する観点から、事業用自動運転車の車体や関連システムで運行記録データ（速度・時間・距離）を容易に取得できる場合には、別途、運行記録計の設置を不要とすることを検討する。</p> <p>c 國土交通省は、物流に関わる事業者の、共同輸配送を始めとした物流効率化を推進する観点から、運送計画情報や運送能力情報、入出庫情報等物流に関わる情報項目の定義やデータ型の標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」を事業者が活用するに当たっての課題を調査するとともに、事業者におけるガイドラインの導入方法や導入事例を分かりやすく示した利用手引を新たに作成・発信する。</p>	<p>a, c : 措置済み b : 令和5年度検討開始、令和6年結論・措置</p>	国土交通省
4	<p>業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方</p> <p>a 警察庁は、道路交通法第45条第1項に基づく警察署長に対する駐車許可の申請手続について、警察署によって必要書類にばらつきがあり、また、一駐車ごとに申請が必要となり手続コストが大きいといった指摘があることを踏まえ、申請者の利便性を向上させる観点から、手続の簡素化、デジタル化を図ることとし、次の①～④の措置を講ずる。</p> <p>①全ての申請者に対し、それが初回申請か過去に許可を受けた申請であるかを問わず、オンラインによる申請を可能とともに、オンラインでの許可証の受取を可能</p>	<p>a : (①) 令和6年度検討、令和7年度措置、(②・③) 令和6年度検討・結論、都道府県警察に通知、(④) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度措置 b, d, e, g : 可能な限り速やかに検討</p>	<p>a～f : 警察庁 g : 國土交通省</p>

	<p>とする。</p> <p>②申請時の必要書類について、警察署における運用実態を調査の上、全国統一の必要書類を決定し、それに従い規定を整備するよう都道府県警察を指導する。その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請にあっては、当該必要書類のうち、その内容に変更がある書類のみに限ることとする。</p> <p>③許可の有効期間は、訪問診療、貨物集配等、反復継続的な用務に使用する車両については、原則1年以上（許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合を除く。）とする方向で検討し、検討結果を都道府県警察に周知徹底する。</p> <p>④申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を、書面・オンライン申請問わず一の警察署で一括して行うよう、都道府県警察を指導する。その際も、申請期限につき、原則として、駐車を希望する日の1週間前まで受付を可能とする。</p> <p>b 警察庁は、駐車許可申請を受け付ける警察署において、申請用途が貨物車の貨物集配である場合に、申請の受付自体に消極的であるとの事業者の指摘があることを踏まえ、都道府県警察に対して、警察署の現場における円滑な申請の受付を指導するとともに、貨物集配が駐車許可の対象となり得ることを警察庁及び都道府県警察のHP等に明示する。また、警察庁は、</p> <p>①駐車日時・場所について、訪問診療等と同様に、日時の柔軟な指定や、一申請における複数の場所の指定を要する場合</p> <p>②用務先からおおむね100m以内に駐車場があったとしても、例えば、車幅が駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重さに上限が設けられている場合、駐車場が混雑し空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合など実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合についても、駐車許可の対象としてほしいという事業者の要望を踏まえ、①及び②について同様に、駐車許可の対象となり得ることを警察庁及び都道府県警察のHP等に明示するとともに、都道府県警察に対して、現場警察署における円滑な申請の受付を指導する。</p> <p>あわせて、警察庁は、警察署において、道路交通法第77条における道路使用許可との混同が見られるとの事業者の指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、その制度・運用の異同を明確化し警察署における円滑な対応を徹</p>	<p>を開始し、令和6年度措置</p> <p>c：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置</p> <p>f：令和6年度検討・結論、都道府県警察に通知</p>
--	--	---

底する。

c 警察庁は、申請に対する警察署長の許可について、都道府県又は都道府県内の地域ごとにばらつきがあるとの事業者からの指摘を踏まえ、交通量等の個々の現場の実情を勘案する必要があることには留意しつつも、事業者の利便を図る観点からも、統一的な判断の枠組みを制定し、公表するとともに、都道府県警察に周知徹底する。

d 警察庁は、訪問診療等の用に供する車両に対する駐車許可に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和6年3月22日警察庁交通局交通規制課長通達）に基づき、駐車日時については、「訪問診療等事業所の業務時間内（例：9時から17時までの間）及び緊急訪問時」とし、また、駐車場所については、申請に係る訪問先を特定した上で、「訪問先付近」とするといった柔軟な運用が望ましい旨その他当該通達の内容の遵守を都道府県警察本部を通じて現場警察署に徹底させる。

e 警察庁は、a～dまでの措置について、これまで累次にわたって発出された通達が現場警察署に徹底されていないという事業者からの指摘を踏まえ、その実効性を担保すべく、関係事業者団体に対し、令和6年度は半年に1度程度、それ以降は当面の間、年に1度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともにHP等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する。

f 警察庁は、道路交通法第4条第2項及び各都道府県公安委員会規則に基づく駐車禁止除外標章について、①保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うための車両及び②助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うための車両がその対象となり得ることを明確化し、都道府県警察を指導する。あわせて、各都道府県公安委員会規則により定められる駐車禁止除外標章の申請手続について、ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年6月1日規制改革推進会議決定）に即して、都道府県ごとに異なる申請様式を統一する方向で検討し必要な措置を講ずる。

g 國土交通省は、平成27年から15年間でトラック運転手が約3割減少するとの予測もある一方で、宅配便取扱個数が過去5年間に約18%増加するなど増大の一途にある中、共同住宅内における荷さばきを行うための駐車施設が十分に設けられておらず、又は全く設けられていないことにより、路上駐車が

	<p>交通渋滞を引き起こす原因にもなり得ることや、宅配事業者が当該共同住宅外の駐車場探索その他のコストを要し宅配事業者の生産性に悪影響が生じており、例えば、一部研究では、タワーマンションにおいて車両から搬送先への1往復だけで30分程度を要するとする課題が指摘されていることも踏まえ、標準駐車場条例（令和2年9月7日国土交通省都市局長通知）の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととし、あわせて、地方公共団体にその旨を周知する。</p>	
--	---	--